

内閣府について

平成 24 年 7 月 4 日

内 閣 府

1 内閣府の組織とガバナンスについて

(1) 現状と課題

- 内閣府は、平成13年1月、中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣官房の総合戦略機能を助け、行政事務を分担管理する各省より一段高い立場から企画立案・総合調整等を行うため、内閣総理大臣を長とする機関として新しく設置。

- 次の2つを任務とし、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣*等の下、1官房7政策統括官3局等により構成。
 - ① 内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける。(内閣補助事務)
 - ② 内閣総理大臣が管理することがふさわしい行政事務を遂行する。(分担管理事務)

(*) 特命担当大臣は、内閣の重要政策に関する企画立案、総合調整等を強力かつ迅速に行うため、内閣府にのみ設置されている。

- 発足以来、この10年の間に、内閣府が所管する政策課題が大幅に増加し、特命担当大臣は5～9人置かれる一方、副大臣や大臣政務官は、増員されておらず、法律上3名ずつに限られている。

〔対応〕

⇒各省副大臣・政務官の内閣府への併任（関係法律成立。7月中旬施行）

⇒事務事業の見直し

内閣官房と内閣府の関係

内閣・内閣総理大臣

内閣官房

内閣・内閣総理大臣の
リーダーシップ発揮を補佐

内閣府

内閣補助事務

【任務：内閣及び内閣総理大臣を補佐する】
(中央省庁等改革基本法 8 条 2 項)

次の事項に関する企画立案・総合調整

- ① 内閣の重要政策に関する基本的な方針
- ② 閣議に係る重要事項
- ③ 行政各部の施策の統一を図るために必要な事項等

(内閣法 12 条)

<内閣官房を助ける>

【任務：内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける】
(内閣府設置法 3 条 1 項)

恒常的かつ専門的な対応が必要な特定の内閣の重要政策に関する企画立案・総合調整

経済財政政策, 科学技術政策, 防災, 男女共同参画, 沖縄政策, 北方対策, 青少年育成, 金融, 食品安全, 消費者、食育、少子化, 高齢化, 障害者, 交通安全, 犯罪被害者, 自殺対策 など

(内閣府設置法 4 条 1 項・2 項)

分担管理事務

〈各省〉

総務省	法務省	環境省	防衛省
-----	-----	-------	-----	-----

【任務：内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務】
(内閣府設置法 3 条 2 項)

〈外局等〉

- ① 経済分析、沖縄振興など、上記の企画立案・総合調整に関連する行政事務
- ② 栄典, NPO, 政府広報, PKO 等

(内閣府設置法 4 条 3 項)

宮内庁	公正取引委員会	国家公安委員会	金融庁	消費者庁
-----	---------	---------	-----	------

野田佳彦 内閣総理大臣（内閣官房及び内閣府の主任の大臣）

藤村修 内閣官房長官

内閣官房の事務（下記の事務を除く）	齋藤内閣官房副長官 長浜内閣官房副長官 竹歳内閣官房副長官	—	内閣の重要政策の企画、立案及び総合調整、危機管理、人事等
	—	—	人事等内閣府大臣官房の事務（下記の事務を除く）
	石田勝之副大臣	大串博志政務官	国際平和協力本部
	—	園田康博政務官	賞勲、迎賓館、官民人材交流センター（通常業務）、再就職等監視委員会（通常業務）
岡田克也 内閣府特命担当大臣（行政刷新）			行政刷新会議、公文書管理、規制改革、官民競争入札等監視委員会、公共サービス改革、公益法人行政、公益認定等委員会
【行政改革担当】	中塚一宏副大臣	大串博志政務官	行政改革実行本部、行財政の抜本的見直し
【社会保障・税一体改革担当】			
松原仁 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	後藤斎副大臣	郡和子政務官	消費者庁、消費者委員会、食品安全委員会、死因究明等の推進、公正取引委員会
【拉致問題担当】			拉致問題
〔兼 国家公安委員長〕	—	—	国家公安委員会、警察庁
松下忠洋 内閣府特命担当大臣（金融）	中塚一宏副大臣	大串博志政務官	金融庁
【郵政民営化担当】		森田総務大臣政務官	
古川元久 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） （科学技術政策）	石田勝之副大臣 後藤斎副大臣	大串博志政務官 園田康博政務官	経済財政運営、経済社会システム、経済財政分析、経済社会総合研究所、統計委員会、税制調査会 総合科学技術会議、科学技術政策・イノベーション、日本学術会議、遺棄化学兵器処理
【国家戦略担当】	石田勝之副大臣	大串博志政務官	国家戦略会議、社会保障・税番号制度、税財政の骨格、経済運営の基本方針
【宇宙開発担当】			EPA・TPP、地球温暖化対策の総合調整等、知的財産戦略、IT政策
中川正春 内閣府特命担当大臣（「新しい公共」） （男女共同参画） （防災）	後藤斎副大臣	園田康博政務官	「新しい公共」、市民活動促進、PFI 共生社会政策（少子化対策を除く）、男女共同参画会議、男女共同参画、情報公開・個人情報保護審査会
	末松義規副大臣	郡和子政務官	中央防災会議、防災
【公務員制度改革担当】	中塚一宏副大臣	園田康博政務官	独立行政法人制度の抜本改革関連法案
	後藤斎副大臣	園田康博政務官	情報公開制度の改正、PFI制度の改正、社会的包摂、難民対策・外国人労働者問題、 新型インフルエンザ等対策法案
川端達夫 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） （地域主権推進）	石田勝之副大臣 後藤斎副大臣	園田康博政務官	沖縄政策、沖縄振興、北方対策本部 地域主権戦略会議、道州制特区
【地域活性化担当】			都市再生、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、構造改革特区
〔兼 総務大臣〕	—	—	〔総務省〕
小宮山洋子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）	後藤斎副大臣	園田康博政務官	共生社会政策（少子化対策のみ）
〔兼 厚生労働大臣〕	—	—	〔厚生労働省〕
枝野幸男 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）	吉田泉副大臣	園田康博政務官	原子力損害賠償支援機構
【原子力経済被害担当】	—	—	原子力発電所事故による経済被害対応
〔兼 経済産業大臣〕	—	—	〔経済産業省〕
羽田雄一郎 国務大臣【海洋政策担当】	吉田国土交通副大臣	室井国土交通大臣政務官	
〔兼 国土交通大臣〕	—	—	〔国土交通省〕
細野豪志 内閣府特命担当大臣（原子力行政）	後藤斎副大臣		原子力委員会、原子力安全委員会、原子力発電立地振興
【原発事故の収束及び再発防止担当】	吉田泉副大臣 中塚一宏副大臣	園田康博政務官	東京電力福島第一原子力発電所敷地内の放射性物質の処理・管理
〔兼 環境大臣〕	—	—	〔環境省〕
平野達男 国務大臣【東日本大震災総括担当】	—	—	
〔兼 復興大臣〕	—	—	〔復興庁〕

※【 】は内閣の担当大臣

※黄色色=内閣官房の事務、青色=内閣府の事務

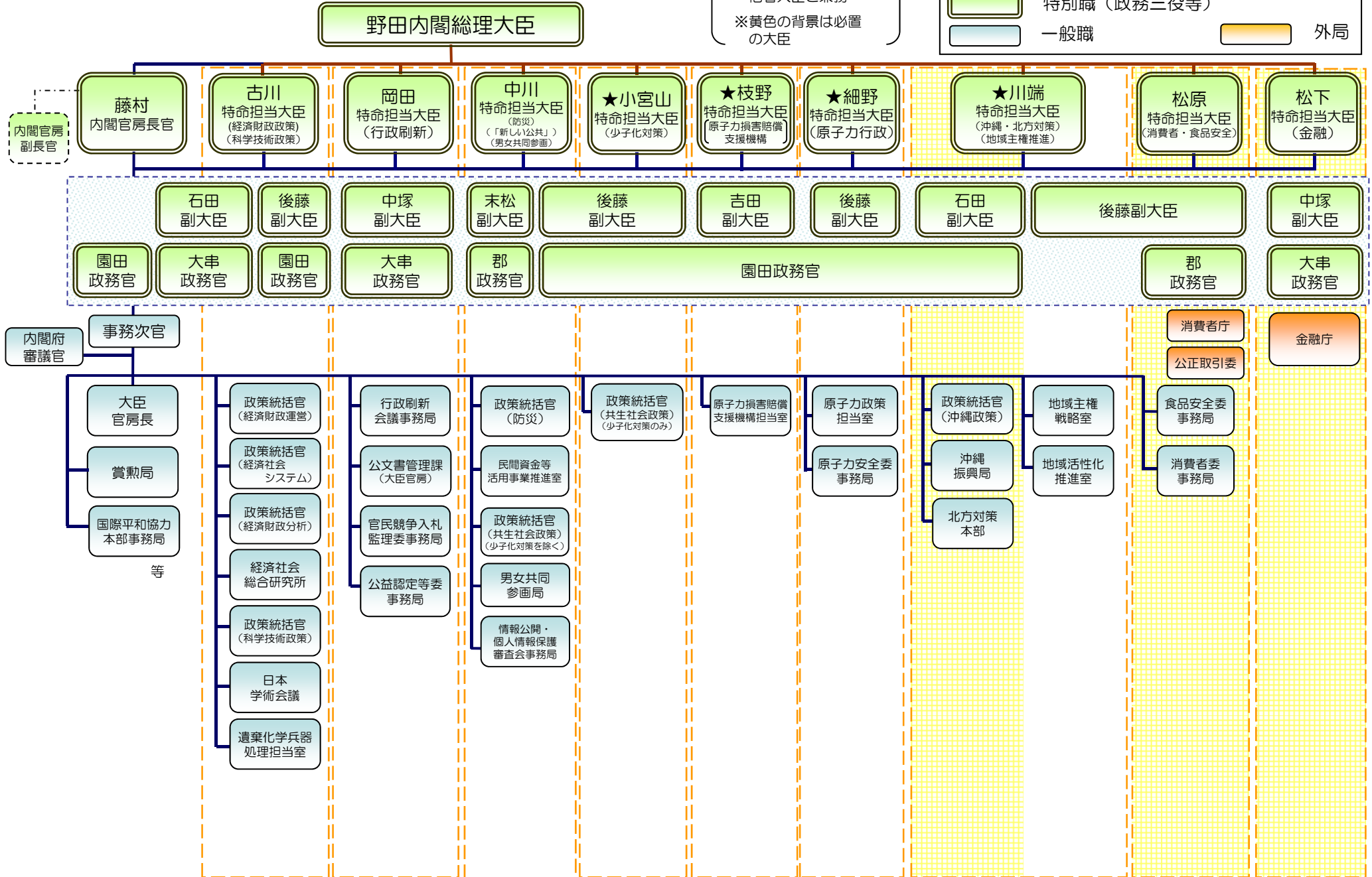
※主な担務を記載

内閣府の組織の現状（平成24年6月28日現在）

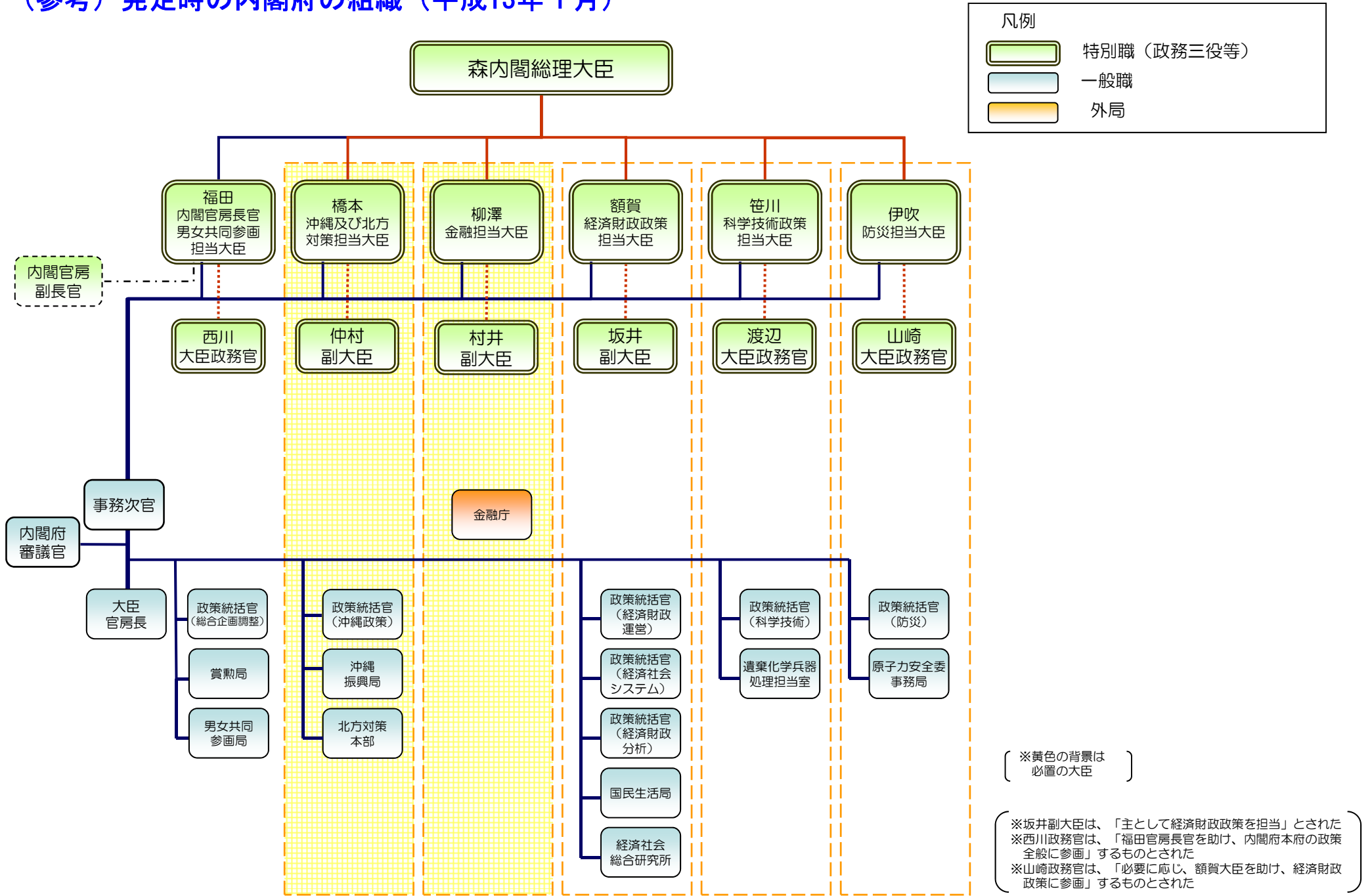
※★印の付いた大臣は
他省大臣と兼務
※黄色の背景は必置
の大臣

凡例

- 特別職（政務三役等）
- 一般職
- 外局



(参考) 発足時の内閣府の組織 (平成13年 1月)



内閣府に追加されてきた政策課題

遺棄化学兵器処理事業	内閣府設置法	13年1月6日
原子力発電施設等立地地域振興	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 ★	13年4月1日 (32年度末の時限)
拉致被害者等給付金の支給事務	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 ★	15年1月1日
構造改革特別区域計画の認定事務	構造改革特別区域法	15年4月1日
産業再生機構の認可等事務	株式会社産業再生機構法	15年4月10日
個人情報保護	個人情報保護法	15年5月30日 (消費者庁に移管)
食品安全	食品安全基本法	15年7月1日
イラク人道復興支援活動	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法	15年8月1日 (21年7月末まで)
少子化社会対策	少子化社会対策基本法 ★	15年9月1日
地域再生計画認定等の事務	地域再生法	17年4月1日
犯罪被害者等施策	犯罪被害者等基本法 ★	17年4月1日
情報公開・個人情報保護審査会の事務	情報公開・個人情報保護審査会設置法	17年4月1日
日本学術会議	日本学術会議法	17年4月1日 (総務省から移管)
食育推進	食育基本法 ★	17年7月15日
官民競争入札等監視事務	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	18年7月7日
中心市街地活性化計画の認定事務	中心市街地の活性化に関する法律	18年8月22日
自殺対策	自殺対策基本法 ★	18年10月28日
道州制特別区域計画の事務	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	19年1月26日
公益法人の認定等事務	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	19年4月1日
地方分権改革	地方分権改革推進法	19年4月1日
統計委員会の事務	統計法	19年10月1日
国家公務員の退職管理等事務	国家公務員法	20年12月31日
インターネット青少年有害情報対策	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 ★	21年4月1日
企業再生支援機構の認可等事務	株式会社企業再生支援機構法	21年9月28日
行政刷新	(内閣府設置法第4条第2項)	21年9月18日
地域自主戦略交付金の事務	内閣府設置法の一部を改正する法律	23年4月1日
地域主権改革	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	23年5月2日 (鳩山内閣において、事務を開始)

総合特別区域計画の認定等事務	総合特別区域法	23年8月1日
原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法	23年8月10日
東日本大震災事業者再生支援機構の認可等事務	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 ★	23年11月28日（復興庁に移管）
復興推進計画の認定等事務	東日本大震災復興特別区域法	23年12月27日（復興庁に移管）
宇宙政策	内閣府設置法等の一部を改正する法律	（24年7月中旬施行）
死因究明等推進	死因究明等の推進に関する法律 ★	（24年9月21日までの間に施行）
原子力災害対策	原子力規制委員会設置法 ★	（24年9月26日までの間に施行）

※ ★は議員立法

内閣府の定員及び併任者の推移

(単位：人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
定員	2,245	2,210	2,199	2,299	2,302	2,362	2,363	2,368	2,443	2,360	2,356	2,337	2,358
うち本府	1,200	1,171	1,178	1,245	1,256	1,323	1,339	1,359	1,447	1,379	1,391	1,389	1,427
うち沖局	1,045	1,039	1,021	1,054	1,046	1,039	1,024	1,009	996	981	965	948	931
併任	—	202	257	293	317	342	295	361	388	408	430	485	574
うち本府	—	182	238	278	302	328	283	350	377	397	420	475	564
うち沖局	—	20	19	15	15	14	12	11	11	11	10	10	10

- ・「沖局」は沖縄総合事務局を指す。
- ・定員は各年度末（24年度本府分については5月1日時点）、併任者は各年4月1日時点（13年度本府のみ11月1日時点）。

内閣府の事務事業の見直しについて

1. 見直しに当たっての内閣府の基本的な考え方

内閣府においては、中央省庁再編以降の10年間で、担当する事務事業が大きく増大してきている。このことから、施策、事務事業の実施の効率化及び見直し、統合を進める。また、内閣府が担うことがふさわしい事務について、中央省庁再編時の考え方に立って、行政改革実行本部等と連携しつつ、再整理していくことが必要。

(参考) 中央省庁等改革における基本的な考え方

(1) 行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)

現行の総理府及び総務庁の所掌事務のうち、本報告において、その帰属が定められていない事務については、その事務の必要性について見直した上で、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化の一環として置かれる内閣官房、内閣府及び総務省の事務にふさわしいものを除き、最もその事務内容に関連の深い各省に担わせることとし(以下略)

(2) 中央省庁等改革における各府省の設置の考え方

○ 内閣府(中央省庁等改革基本法第10条)

- ・内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行う(内閣補助事務)。
- ・内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理する(分担管理事務)。

○ 内閣官房(中央省庁等改革基本法第8条)

- ・内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担う。

○ 総務省(中央省庁等改革基本法別表第2)

- ・内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとする。

・主要な任務;

①行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等

②固有の行政目的の実現を任務とした特定の府省で行うことを適当としない特段の理由がある事務の遂行

2. 具体の事務事業の見直し

○ 内閣府内の運用により対応できる事項（すでに実施中）

- ・ 行政事業レビュー等を踏まえ、原則として各部局 1 以上の事務の廃止
- ・ 白書等の統合
- ・ 各種会議等の廃止
- ・ 関係部局の調査経費の共通予算化
- ・ 広報・啓発業務の府内共有化
- ・ 行政事業レビューの着実な実施